

令和7年度武蔵村山市多摩都市モノレールフォトコンテスト実施要領

1 実施目的

多摩都市モノレール沿線及び武蔵村山市内の魅力あふれる風景写真を通じて、多摩都市モノレール市内延伸の早期実現への市民等の思いを表現し、わがまちの魅力を発信、再認識する機会とするため、広く写真を募り、フォトコンテストを開催する。

2 応募部門

- (1) モノレール部門
- (2) 市内風景部門

3 テーマ

- (1) モノレール沿線の風景

多摩都市モノレール沿線の魅力あふれる風景を題材とした作品（モノレールの車両又は駅舎が被写体に入っていること。）

- (2) 武蔵村山市内の風景

武蔵村山市内の魅力あふれる風景を題材とした作品

4 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年7月11日（金）まで（必着）

5 応募資格

本コンテストの実施目的に賛同する方であれば、プロ・アマチュアを問わない。ただし、応募者が応募時点で18歳未満の場合は、保護者の同意を得ていることを条件とする。

6 応募規定

- (1) 応募用紙または、応募フォームに定める各事項を全て記入することを条件とする。
- (2) 応募作品は各部門1人当たり2点まで、入賞は原則として全部門を通じて1人当たり1点までとする。
- (3) 作品は応募者が自身で撮影し、他のコンテストに応募していない未発表の作品に限る。
- (4) 応募作品に、他人が権利を有する著作物が写っている場合、又は特定できる人物が写っている場合は、その著作物の権利者又はその肖像本人（未成年の場合はその保護者）から了解を得る等応募者の責任ですべての問題を解決した上で応募を行うこととする。
- (5) 応募作品に映っている人物等から肖像権侵害等の紛争が発生した場合、すべての責任は応募者に帰属するものとし、その作品は失格とする。
- (6) 画像は、トリミング、明るさ、全体の色調整は認めるが、合成や組み写真、消去等の加工をした画像並びにAIによる画像生成は失格とする。
- (7) 車両内、駅構内又は立ち入りや撮影が禁止されている場所から撮影した作品は失格とする。

7 応募作品及び応募方法について

(1) 応募作品の規格と撮影期間

規 格 A4横長（横297mm×縦210mm）の単写真

撮影期間 令和6年7月7日（日）から令和7年7月11日（金）までに撮影されたもの

(2) 応募方法

(ア) 持参又は郵送

- ・応募用紙に必要事項を記入し、現像した写真の裏面又は画像データ（CD等）に添付の上、交通企画・モノレール推進課窓口まで持参又は郵送する。
- ・現像した写真を持参又は郵送により応募する場合は、写真用紙にプリントすることとし、カラーコピーや感熱紙での応募は不可とする。

(イ) 応募フォーム

- ・下記応募フォームに必要事項を入力し、JPEG（5MB以上推奨）の画像データを添付の上、送信する。
- ・画像データが10MBを超える場合は、インターネット上の転送サービス等を利用し、ダウンロードリンクを備考欄に記載する。

■応募フォーム：<https://logoform.jp/form/tJJz/518841>



8 審査及び入賞発表方法等

(1) 審査方法

別に定める令和7年度多摩都市モノレールフォトコンテスト審査要領に基づき、審査委員会において審査する。なお、審査結果の問い合わせは受付けないものとする。

(2) 入賞発表

発表は入賞者のみに直接通知の上、市ホームページに入賞作品を掲載する。（8月中旬予定）
結果については、電話等での回答は行わないものとする。

(3) 入賞作品数と賞品

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (ア) モノレール部門 | 最優秀賞×1名：賞状及び副賞（30,000円相当の賞品） |
| | 優秀賞×5名：賞状及び副賞（10,000円相当の賞品） |
| (イ) 市内風景部門 | 最優秀賞×1名：賞状及び副賞（30,000円相当の賞品） |
| | 優秀賞×5名：賞状及び副賞（10,000円相当の賞品） |

9 カレンダー等多摩都市モノレール延伸促進PRグッズの作製

入賞作品については、令和8年多摩都市モノレール延伸促進PRカレンダー等多摩都市モノレール延伸促進PRグッズに利用できるものとする。

10 個人情報の取扱い

- (1) 主催者は、応募者から提供された個人情報について、本コンテストの実施に係る連絡、入賞者への通知及び作品展示等、本コンテスト運営に必要な範囲内でのみ利用することとする。
- (2) 主催者は、主催者が管理及び使用するウェブサイト、SNS、写真展、印刷物、その他広告宣伝物等

において、応募者の氏名を公表できるものとする。

11 その他

- (1) 入賞作品の著作権は応募者に帰属する。
- (2) 主催者及び主催者が指定する第三者（以下「主催者等」という。）は、主催者等が管理及び使用するウェブサイト、SNS、写真展、印刷物、その他広告宣伝物等において、入賞作品を応募者の許可を要することなく使用できるものとする。この場合において、主催者等が使用に必要な範囲でトリミング、色調補正などの加工をできるものとする。
- (3) 入賞作品の応募者は、主催者へ作品データを提出することとする。
- (4) 応募された写真又はCD等は返却しないものとする。
- (5) 本コンテストの応募により、応募者に生じた一切のトラブルについて、市は責任を負わない。
- (6) 本実施要領の内容を満たさない作品は審査対象外とする。
- (7) 応募作品が、応募規定並びに法律、条令等に違反しているものと本コンテスト受賞後に判明した場合、主催者等はその受賞を取り消すことができる。また、受賞が取り消された場合、主催者は受賞者に対し、賞状及び副賞の返還を求めることができるものとする。

事務局（応募先）

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課 電話 042-565-1111 内線 (273)